

お元気ですか



新屋敷事務所: JR円行寺口駅前 823-5878
あぞの事務所: 846-2046 県議会 823-9524
北本町事務所: 北本町1丁目13-3上雅ビル1F



日本共産党

県政ニュース はた 愛

2024年9月1日 No.893

鏡川源流 産廃施設火災 廃プラ類など大量に燃える

ダイオキシン類に不安の声、水質や大気、土壌の環境調査を

市、「環境影響調査はできない」

8月2日夜中、高知市の北部、久重地区の「高知リサイクルセンター」産業廃棄物の処理施設の場内で火災が起きました。8月4日付の高知新聞では「市消防局によると少なくとも2000㎡以上にわたって積まれていた廃プラスチックなどを焼く」との報道です。

6日には消火したと聞きますが、その後も、くすぶりが続いています。いまだ、火災で何が、どれだけの量、燃え続けてきたのか。また、環境汚染はないのかなど、具体的な被害状況を住民も知らないままです。

環境調査を求める意見に対し、担当課は「火事の場合に調査する仕組みがない」と回答しますが、このままではいいわけがありません。

市民の飲み水にも影響与える事態

廃プラスチック類が規制基準の800度以下で燃えていた事実は、国のダイオキシン類対策特別措置法の「汚染対象物」に定義されるダイオキシン類が高濃度で大量発生している可能性があります。

現地では不安の声が高まっています。健康被害を生むダイオキシン類等を含んでいる可能性のある「灰」が雨水で流されれば、田畑や市民の飲み水となる鏡川へ影響を与えます。燃え殻、灰への対策は急がれます。

これは深刻な環境問題です。国のダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市は大気や水質、土壌などの環境検査を行い、被害拡大を防ぐ責任があります。

市トップの判断が問われている

高知市には、法律に上乗せした独自条例「ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例」があります。先進的で意義あるルールです。

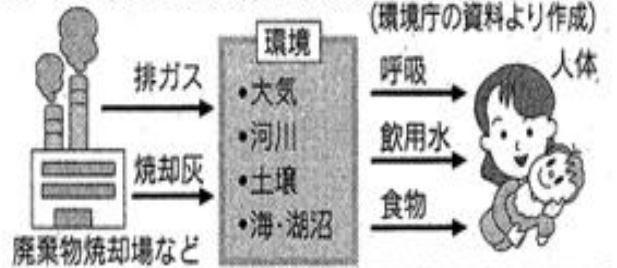
市はこの条例の目的である住民の健康被害の防止と環境を守る責任に照らし、また第6条にある調査測定権限を活かすべきです。何もしないのは大問題です。

おたまじゃくし

92歳の夏、人生を語る。地域を回る中で妻を亡くした、おじいさんに合う。手すり握り、少しずつ玄関にたどり着く。出てきてくれただけで感謝しかないが、「あんたに言わんといかん、今は戦前のようになっちゃう」と震える手で港の軍事利用はダメと署名してくれた。少年は1945年8月15日、ラジオから戦争の終わりを聞く。「やっと戦争が終わる、これから良くなると思うた。けんど、あの時の気持ちを忘れたようやのう」と振り返る。戦争が始まるころ小学校では、戦争万歳を習い、「連帯責任」の植付けなのか、なにか問題を起こすと生徒全員が向き合って並ばされ、お互いの鼻や耳をひねろと先生に命令される。「友達にそんなことができるか、まっこと学校が嫌やった」と言う。

集落で変わり者と言われた父と母は、少年をかばう。父は「戦争して何がよくなるか！」と話していたと言う。戦争中は嫌われ、中学校にも行けなかった。戦後に遅れて高校へ、自衛隊にも入って免許を取って全国の建築現場で働いてきた。忘れてはならない歴史がある。

ダイオキシンが人体に取り込まれる経路と規制



環境省は 2035 年までに廃プラスチックは焼かない、リサイクル 100%を目指すとした。

また発がん性が指摘される有機フッ素化合物「PFAS」汚染について、全国の水道管理者に対し、9月末までに水質調査の報告を求めています。

今回から病院やマンションの自家水道も対象ですが、県内の中山間などで集落ごと管理運営する水施設の関係者からは「追加検査の費用は住民負担だ」と支援を求める声が寄せられています。

無料 生活・法律相談会

★9月15日 午前10時～12時

新屋敷事務所 皿田幸憲・弁護士

★9月18日 午後18時～20時

あぞの事務所 南拓人・弁護士

*あぞの予約先: 090-1171-4156